

イングランド公教育史のなかのヴォランタリズム

—研究成果の総括と展望—

岩下 誠

(慶應義塾大学教職課程センター)

1. ヴォランタリズムと公教育

名誉革命体制下のイングランドにおいては、民衆教育の大部分は国家や地方自治体ではなく、個人の自発的努力によって推進された。18世紀初頭からキリスト教知識普及協会や個人の慈善信託によって運営された慈善学校、18世紀後半に福音主義者をはじめとする博愛主義者たちによって展開された日曜学校や勤労学校、19世紀初頭にイングランド国教会が後援する国民協会と、非国教徒を中心となって組織した内外学校協会というふたつの任意団体が振興したヴォランタリー・スクールなどの民衆教育機関は、19世紀後半にいたるまで基礎教育の大部分を構成し続けた。国家はこのような民間の教育振興団体、とりわけヴォランタリー・スクールを統括する二大任意団体に補助金を支給することで民衆教育の普及を図っていった。

ヨーロッパの多くの国々において国家による国民教育制度が展開する19世紀にあって、民間任意団体の活動に基づきこの体制、すなわちヴォランタリズムはイングランドに特異な性質として特徴付けられ¹、また多くの場合、国家介入を妨げ国民教育制度の成立を遅滞させる「後進的な」要素として解釈されてきた²。近代的な公教育制度の成立を、国家が教会を中心とする中間団体から教育統制を奪取し、世俗的な国民化を推進するための装置として自らに組み入れることと把握するならば、宗教教育を主たる目的とし、教会をはじめとする宗教団体が後援したヴォランタリズムは前近代的な要素の温存、あるいはせいぜいのところ変則的な公教育体制としか解釈されえない。したがって、教育制度史研究や教育法制史研究は、ヴォランタリズムに対する国家関与の開始をもって公教育が成立すると解釈してきた。民衆教育に対する何らかの形の国家関与ないし国家介入を公教育のメルクマールとする立場である³。

しかし、このような通説的なヴォランタリズム解釈に対して、現在までに二つの研究潮流が提出され、新たなヴォランタリズム理解の必要性を提起している。ひとつは、70年代後半以降に展開する、社会史的な視座から公教育を把握する立場である。非正規教育機関に焦点を当てたこれらの研究は、労働者階級によって運営されていた一部の日曜学校や、デイム・スクールやアドヴェンチャー・スクールといった労働者階級向けプライベート・セクターと、国家や教会、あるいは教会が後援する任意団体といったパブリック・ボディが運営するパブリック・セクターの対立構造を重視した⁴。すなわち、社会史的観点からすれば、任意団体を中心とするヴォランタリ

一・セクターは決してプライベート・セクターではなく、国家とは異なりながらも、それと比肩する公的なセクターのひとつであったと理解すべきだ、ということになる⁵。

他方で、1833年の国庫補助金交付に始まる一連の教育政策をヴォランタリズムに対する国家介入の開始、すなわちイングランドにおける公教育制度の成立を意味するものとする見解にも多くの疑問が呈された。70年代以降に蓄積された内外の研究の多くは、19世紀中葉の教育政策を教育史上の画期と見なしてはいない。これらの研究によれば、国庫補助制度は、アイルランドで先行的に試みられた制度⁶を改めて適用したに過ぎず、ヴォランタリズムの否定ではなくその促進を目的としていたという意味で保守的な性格を持っており、せいぜいのところウィッグ的＝漸進的な改革とは言えても、急進主義者の意図によるものではなかった⁷。さらに保守主義的自由主義がイングランド公教育制度の設立に果たした役割を重視する岡田与好や大田直子も、国庫補助金の交付開始と1840年代のケイ・シャトルワースによる改革に画期性を認めていない⁸。彼らによれば、イングランド公教育史上の画期は、国庫補助を世俗教育に限定し、ヴォランタリー・セクターに対して近代的な教育統制組織を準備した1862年の改正教育令と1870年教育法に見いだすべきであり、19世紀中葉の教育政策は、宗教教育の重視という点でも、ヴォランタリズムの統制ではなく助成に留まったという点でも、近代公教育制度の成立とは言えない。

19世紀中葉までのヴォランタリズムの継続ないし貫徹といった上記の研究の主張といわば裏表の関係にあるものであるが、ヴォランタリズムに対する新しい解釈を提起するもうひとつの研究潮流は、ヴォランタリズムを国家介入の阻害要因としてではなく、むしろ国家戦略の一環として理解しようとするものである。70年代には斎藤新治によって、この時期の貧民教育が既存の教区行政を単位とした名望家支配から、中産階級支配を中心とするより広範な市民社会のレベルへと転換したことの証左としてヴォランタリズムを把握するという先駆的な指摘がなされていた⁹。さらに松塚俊三による近年の論考は、ヴォランタリズムの成立を、19世紀初頭における国家体制の変化——「財政＝軍事国家」から「自由主義国家」へ——として説明している¹⁰。対仏植民地争奪戦争の勝利と引き換えに莫大な負債を負い、徹底した財政削減を余儀なくされた国家は、社会問題の解決のため、最小限の介入によって民間社会のあらゆる人的・物的資源を動員する自由主義国家へと転換していく。ここで民間社会が作動する原理となったのがヴォランタリズムであり、それは教育以外にも、インフラ整備、医療、福祉といったあらゆる社会事業に適用された。したがって、ヴォランタリズムを宗派主義に還元するという従来の教育史的な通説は、あまりに狭小なものである。松塚に従うならば、ヴォランタリズムは近代国民国家に残存するアンシャン・レジームの遺物（宗派主義）としてではなく、1780年代から1830年代にかけて漸進的に進展するイギリス政治社会の改革と再編のひとつとしてその積極的な意義が理解されなくてはならない。

以上の研究動向が示唆するように、もしヴォランタリズムと国家介入を対置し、後者に公教育のメルクマールを見出すという議論が不十分なものであるとするならば、そしてヴォランタリズムが単なる宗派対立の調停の失敗や公教育制度の後進性を示すものではなく、むしろ近代イングランド公教育の中核をなすものであったとするならば、ヴォランタリズムそのものの中に公共性を読み解かなければならない。換言するならば、宗派対立とその妥協の結果としてヴォランタリ

ズムが帰結したという消極的な理解に留まらず、公教育の作動原理としてなぜヴォランタリズムが選好されたのか、その積極的な理由を探求しなければならないのである。ヴォランタリー・セクターによる貧民教育を公教育の範疇に含めることで、これまでの教育史研究における公教育理解がどのように修正され、再定義されることになるのか、それが問われなければならない。そこで以下では、現在までの教育史研究がヴォランタリー・セクターをどのように理解してきたかということに关心を払いつつ、これまでの公教育史研究史を概観し、理論的な枠組みを提示することにしたい¹¹。

2. 公教育の起源

公教育制度の展開を博愛主義者による人道主義的な社会改革の帰結としたり、産業革命と分業化の進展に対応した人的資本形成と見なす機能主義的な解釈に対する批判は1960年代から始められた。イギリスでは社会葛藤論がスタンダードの地位を占めていく一方¹²、同時期のアメリカでは「修正主義者」による社会統制論的アプローチが展開されたが¹³、両者はいずれも、公教育制度の起源を説明する枠組みを、教会と国家による教育統制をめぐる葛藤という観点から、工業化や都市化といった社会変動との関係へとシフトさせた。

しかし70年代後半以降の研究は、左右双方を含め、公教育制度の展開を工業化や階級関係の観点から説明する社会経済的アプローチを批判して、公教育制度の発展の要因として政治的な要因を重視するようになる¹⁴。この背景には、産業資本主義の発展と公教育制度の成立のあいだに時間的なズレが存在することや、生産関係や資本の要求から学校教育の内容が相対的な自律性を持っていたことが、実証研究によって明らかにされてきたという事情があった¹⁵。こうして、公教育の推進要因は、階級的支配の再生産という図式から国民国家形成論による説明へとシフトし、現在に至っていると言えよう。

ところで一般的に、国民国家形成と公教育制度の関連を主張する研究潮流は、公教育を国家によるマス・エデュケーションの普及として理解している。ラミレツやボリなど新制度学派に属する論者が、公教育の指標として就学率と強制就学法を使用しているのは、このことの端的な証左であろう。しかし、このような視角はある種の制約を孕んでいる。普遍主義的・平等主義的「近代社会モデル」の帰結として公教育制度の整備を理解する立場は、19世紀を通じて宗教団体がマス・エデュケーションの大部分を担っていたこと、19世紀はもとより20世紀初頭においても宗教が社会統合の手段であり続けたという事態を十分に説明することができない。

この点に関して、同じ新制度学派の潮流に位置しながら、国民教会というファクターを制度化的説明に取り入れた議論として、ソイサルとストラングの論文¹⁶はとりわけ注目に値する。彼らが1870年から1920年までの期間を対象として17カ国のヨーロッパ諸国を事例として行った比較研究は、国民国家形成と公教育制度が深い関係を持つという新制度学派の旧来の主張に反して、国家歳入の多さや主権国家であるか否かといった国家の強さを示す特徴が、実際の就学率にも強制就学の法制化のタイミングにもほとんど影響を与えていないという事実を明らかにした。ソイサルとストラングによれば、19世紀における就学強制のタイミングと実際の就学率の双方に決

定的な影響を及ぼすのは、実際の教育供給を行う社会集団と、それら社会集団同士を調整し、ルール設定を行う国家との関係性である。国民教会のような特権的な社会集団を持つ国の場合、国家と社会集団は協調して就学の法制化と就学の進展がともに早い段階で成立する（「国家による教育制度の構築パターン」：北欧諸国やプロイセン）。しかし複数の社会集団が競合して教育供給を行う場合、実際の就学が進展する一方で、競合する社会集団の抵抗により国家による法制化が遅れ（「社会による教育制度の構築パターン」：英仏など）、逆に社会集団を欠如する場合、国家は早期に就学強制の法制化を行うことができるが実際の就学は進まず、就学率は低いレベルで推移する（「名目的な教育制度の構築パターン」：イタリア、スペインなど）。

ここで国教会を擁しているにもかかわらず、イギリスが「社会による教育制度の構築パターン」として位置づけられている点に注意を促しておきたい。その理由は、19世紀におけるイングランド国教会は国民教会という特権的な位置づけを事実上失っており、最大の勢力ではあるが相互に競合する諸宗派のひとつにすぎなくなっていたからである。したがってイギリスでは教育をめぐって社会集団の葛藤と競合が存在し、就学強制法の導入以前に、社会集団が地域的および私的に学校教育を組織化するにあたって決定的な役割を果たしたと考えられる、というわけである¹⁷。

3. ヴォランタリー・セクターの公共性

社会集団と国家との関係性を比較史の手法で検証したソイサルとストラングの議論は、先進工業国イングランドにおいてなぜ「公教育」の成立が遅れたか、という教育史上の問いに一定程度の回答を与えていているように見える。なぜなら、競合する社会集団による教育供給という事態に、国家の中立性や宗教的寛容といった近代的特性を読み込むことができるからであり、社会集団と国家の関係性という国家体制の構造という観点からすれば、ヴォランタリズムを必ずしも「遅れた」制度として理解する必要はないとする視点を提示しているからである。しかし、その上でなお残る問題は、教会や教会が後援する教育振興団体が、いかなる意味で「公共的なもの」と呼びうるのか、ということである。換言するならば、もしヴォランタリズムが議会立法による正統化を経た国家教育を代替することができるほどの正統性を持ちえたとするならば、それが何故なのかが説明されなければならない。

この問い合わせに対する回答のひとつは、宗教教育それ自体を、公共性や公的な統治機能を有するものとして解釈する方向性である。民衆教育を担うアクターとしての教会の役割を公的なものとする理解は、実は現在から半世紀以上も前に、教育史家ではなく宗教史家によって指摘されていた。当時の宗教史の泰斗であったG. F. A. ベストは、1956年という極めて早い時期に、それまでの19世紀公教育史研究が歴史の全体像を描けていないこと、その理由は教育史家が宗教というテーマを等閑視してきたことに原因があるとして、当時の教育史研究を批判している¹⁸。ベストによれば、民衆教育における葛藤は真正な宗教教育とはなにかをめぐる宗教内部の葛藤であって世俗教育と宗教教育との対立ではなかったし、教育をめぐる宗教的な葛藤は1870年に至るまで非宗派教育というかたちで妥協されることはあるても、決して「世俗化」の過程であったわけでは

ない。ここで注目したいのは、ベストが民衆教育を担う国教会の役割を国家による活動と同程度に公的なものと位置付けていることである。ベストによれば、「教会立団体によって運営される教育は〔中略〕、無給の「素人」である治安判事によって執行される法律とまったく同じように国家的（national）で「公的（official）」なものだった」¹⁹のである。

宗教教育という視点からイギリス公教育史を観る必要性は、村岡健次による近年の論考のなかで、さらに大胆な公教育概念の再定義の提唱として結実している²⁰。村岡は日本におけるイギリス公教育史の通説を、公教育の成立をケイ・シャトルワースを中心とした19世紀中葉の国家介入に求める立場と、1862年の改正教育令および1870年教育法による国庫補助の世俗教育への限定および非宗派教育の導入に求める立場の二つに分類したうえで、いずれの立場も宗教教育の意義を過小評価しているとしてベストと同様の批判を行っている。宗教教育は1870年教育法以後も国家の自由放任政策の下で継続していたばかりか、1944年以後義務教育過程で必修化されて現在に至っている。したがって、宗教教育は20世紀に至るまで国家の統治機能の役割を期待され続けたのであり、世俗教育と並んで終始近代イギリス民衆教育の二本柱であった。

さらに村岡は、以上のような宗教教育史という観点からすると、18世紀の慈善学校運動や日曜学校運動は、近代公教育の前史ではなくその始期として位置付けることができるという大胆な問題提起をしている。慈善学校運動や日曜学校運動は任意団体によって推進されたが、その任意団体を後援したのはイングランド国教会および非国教徒の諸教会であった。これらの教会は、近世以降、国民の社会道徳を維持する機能を果たしてきたのであり、とりわけイングランド国教会は国家の統治制度と不可分であった。したがって、「社会道徳（＝キリスト教）の維持が国家の不可欠の機能であり、そのための宗教教育を国家の認定した教会が担ったのであれば、慈善学校と日曜学校の教育を公教育と呼んでも必ずしも不条理ではない」²¹。

このような公教育概念の再定義の提唱は、国家による直接的な教育供給や国庫補助による間接的な教育介入をもって公教育の成立とみなす従来の通説とは極めて対照的であり、また施しとしての教育とは異なる権利概念の自覚と現実化による公教育といった理解とも齟齬をきたす、その意味では挑発的な問題提起を含んでいる。しかし村岡の公教育理解は、1870年以前の教会および任意団体の公教育制度への寄与というソイサルとストラングの議論と整合的なものであると言えよう。

ヴォランタリー・セクターの公共性を検討する第二の方向性は、宗教団体を背景とした教育振興運動を国家の統治機能というよりも、名誉革命体制を漸進的に改革する社会改革運動として把握するという視点である。この視点は、教育を含む当時の民間による社会事業を「チャリティ」ないし「フィランソロピ」として把握する歴史研究の動向と部分的に重なる。「福祉の複合体」論を唱える歴史家たちは、19世紀のイギリスが、慈善団体、アソシエーション、クラブ、教会、地縁・血縁、近隣関係といった様々な関係性の網の目からなる社会であり、これらの中間領域がさまざまな福祉サービスを担うセーフティネットとして機能していたという事実を明らかにした²²。この視点からするならば、教育も、まずはこのような中間団体によって担われる福祉ないしチャリティの一部として捉えられるし、同時代的にも教育はチャリティの中核を占める領域であった²³。

しかし、この時代の「チャリティとしての教育」を富裕層から民衆への施しにすぎないもの²⁴として解釈するならば、それは極めて狭小な理解となる。近藤和彦や金澤周作が強調しているように、この時代の「チャリティ」は慈善や施しに留まらない、公益の保全を意味していた²⁵からであり、チャリティの推進は旧勢力によるアンシャン・レジームの保持を超えた、社会改革運動としての意味を帯びていたからである。チャリティの一環として推進された民衆教育は、社会道徳の維持と国民統合だけを意図していたわけではない。「慈善としての教育＝保守思想」という通説に反して、チャリティとしての教育という位置づけを積極的に推進していたのは急進派や福音派であり、そのような位置づけを拒否していたのが超保守派である国教会高教会派であった²⁶。このことは、19世紀初頭における「ベル・ランカスター論争」において明瞭に確認できる。非宗派主義を掲げる王立ランカスター協会を支持した非国教徒たちは、国民協会は国教徒子弟のみを対象として他の宗派の子弟を排除する以上それは national という名に値しないとして、非宗派教育による普遍性・包摂性こそが国民教育の要件であると主張した²⁷。ランカスター派にとって、教育は教会を中心とする宗教ではなく、市民社会を基盤とするチャリティの領域に位置付けられるべきものであった。この時代のチャリティは教会が行う慈善活動「カリタス」ではもはやなく、国家や教会とは別の公共性や公益を実現するための実践を意味していた²⁸。チャリティはキリスト教的な博愛主義に基づきながらも世俗的かつ普遍的な性格を持つものであり、したがって救済対象の信仰とは無関係になされるべきものであった。王立ランカスター協会を支持した『クリティカル・レビュー』誌は、次のように述べている。

「チャリティは隣人に対して、もしあなが礼拝形式を受け入れ、礼拝書の文句を後に続いて言わなければ、あなたを不信心でアウトカーストとみなすなどとは決して言わない。チャリティは信仰形式とは関係がないのである。チャリティはそのようなことに関心を払わない。真の慈善 (beneficence) が魂に宿っていれば、宗教的な信仰の多様性は慈善を施すための障害とは全くならないはずなのだ。ベル博士とランカスター氏の学校において、このチャリティがより見出せるのはどちらであろうか」²⁹

つまり、チャリティないしフィランスロピの持つ包摂性は、イングランド国教会とその支援を受けた国民協会が固持した宗派主義への批判を意味していたのである。

また、当時のチャリティ活動を組織する新しいあり方として普及するようになった任意団体という形式は、一定程度の寄付金を拠出した寄付者たちが平等な資格で組織の運営や意思決定に参与することができる、寄付金民主主義を運営の原理としていた³⁰。同時代の民衆教育振興事業もチャリティの一環として、その多くが任意団体という形式を採用することになったが、教育振興団体を通じて教育供給を行うということは、教育統制を曲りなりにも民主的な手続きのルートに乗せることによって、従来の名譽革命体制下における、国教会聖職者を中心とした地方名望家による教育統制の独占に対する介入や改革を含意していた³¹。こうしてみると、18世紀末から19世紀初頭において「チャリティとしての教育」を任意団体を組織して振興することは、宗教教育を通じたアンシャン・レジームの墨守であるよりはむしろ、イングランド国教会の国家体制

上の位置づけを再編しようとする改革運動の一環であったということになる。

さらに、近代的な任意団体による民主主義的な組織運営と、宗派を問わない包摂性・普遍性といった特徴は、福音主義者や国教会リベラル、急進主義者たちのみならず、高教会派を中心とした保守勢力にも確認できるものであった。このことを良く示す事例が、1811年に設立された国民協会である。国民協会の執行部は実質的に高教会派に独占されたとはいえ、設立過程における福音主義者や地方勢力との葛藤の結果、国民協会は寄付金民主主義に基づく近代的な任意団体の体裁を探らざるを得なかった³²。また、協会傘下の主教管区協会や各学校に自由裁量の余地を残すことによって、国教会カテキズムや日曜礼拝を非国教徒に免除することを黙認し、限定された形ではあるが非宗派にも「開かれた」教育機会を提供するという公共性を担保していった³³。このことは、「国民教育」のエージェントを自称する限り、宗派教育を公けの目的として掲げた国民協会ですら、法定宗教という旧来型の正統性とは別の次元である包摂性や公正性といった公共性に、ある程度配慮しなければならなかったことを意味している。そして国教会派任意団体さえも、宗派主義を越えた公共性を持たざるを得なかったというこの事態こそ、ヴォランタリズムが許容しうる選択肢であるという見通しを、政府側が持ち得た一因となつた³⁴。民間任意団体を中心とし、国家がそれを補助するという19世紀中葉のイングランド公教育体制が持つ正統性の基盤は、19世紀初頭において教育振興任意団体にある程度の公共性が承認されたという歴史的条件に多くを負っていた、と言うことができるだろう。

4. 総括と課題

以上の諸研究が含意することは、第一に、19世紀における学校教育の推進や展開を、世俗化と国民化を目的とする国家のイニシアチヴに還元することはできないということである。19世紀を通じて民衆教育の大部分を構成したのは教会を中心とする社会集団から構成されるヴォランタリー・セクターであり、国家介入が効果的に機能するためには、これらのヴォランタリー・セクターとの協調や連繋が必要であった。教育法の整備を中心としたいわゆる「公教育制度」の成立に関して生じる各国間のタイムラグは、中央集権化を指標とするような国家の強度ではなく、国家とヴォランタリー・セクターとの関係性のあり方に求めるべきなのである。イングランドの場合、国家とヴォランタリー・セクターとの関係性が1833年の国庫補助金拠出をひとつの画期として再編されたということは、これまで多くの研究で指摘されてきたとおりである。しかし、二大任意団体への国庫補助支出は教育法案というかたちではなく、あくまでも大蔵大臣による予算案として提出されたのであり、「議会制定法あるいはその委任を受けた政令によってではなく、枢密院令を背景にしたいわば独立の大蔵省令によって規定され」³⁵たに過ぎなかった。とするならば、国庫補助金が支給されることによって民間の任意団体に公共性が付与され、曲がりなりにも国家関与による公教育体制の端緒が開かれたという理解は誤っていることになる。むしろ、1833年以前の段階において、民間団体であるにもかかわらず、ふたつの任意団体にある程度の公共性が認められていたがゆえに、それらが国庫補助の対象となったと考えるべきなのである。

のことと関連して第二に、国家にのみ公共性を賦与してきた——もっとも、マルクス主義を

基礎理論とした教育史研究は、国家による教育の「偽りの」公共性に対して、労働者階級の自己教育という「眞の」公共性を対置するという視座を提示してもいた³⁶が——従来の教育史研究に対する修正が提起されている。これらの研究によれば、ヴォランタリー・セクターは、少なくとも 19 世紀前半においては、単に国家介入によって廃棄されるべきものではなく、国家とは異なる次元で公共性を担う存在であった。任意団体による民衆教育が、国家や地方公共団体による教育供給に比肩する正統性=公共性を持ちえた理由は複合的なものであり一義的に決定することはできないとはいえ、ここまで議論から本稿が強調したいのは、この時代の任意団体が持つ公共性の「新しさ」である。前節で論じたように、イングランド国教会の利害を代表するはずの国民協会でさえ、それが掲げた正統性は「法定宗教」としての国教会の制度的な特権性にのみ依拠したものではもはやなかった。アンシャン・レジームの正統性を主張する高教会派がこの時代を通じて精力的に活動していたことは確かであるとしても³⁷、国民教育の担い手としての正統性は、対外的にも対内的にも、国教会という制度的特権から即ち的に導出されたわけではなく、教育をはじめとするさまざまなチャリティを担うエージェントでもあり寄付金拠出者でもあった市民社会に基礎を置くものとして提示されたのであった。

イングランドにおける公教育の成立時期は、上記のような国家とヴォランタリー・セクターとの関係性、そしてヴォランタリー・セクターに付与された公共性の内実という二つの観点を精査した上で、改めて設定し直される必要があると思われる。紙幅の関係により詳述できないが、筆者はマス・エデュケーションへの展開に応じてヴォランタリー・システムに質的な変容が生じた 1780 年代を、イングランドにおける公教育の起点とするべきではないかと考えている。1780 年代以降、都市化や工業化の進展と平行して、子ども人口の増加とそれに伴う貧窮児童の増大、救貧税の高騰、民衆政治運動の高まりによる社会不安といった複合的な社会問題に対処するためにマス・エデュケーションへの機運が高まり、それを担うべく日曜学校や勤労学校、モニトリアル・スクールといった新しいタイプの民衆教育機関が設立された。これらの学校は慈善信託ではなく寄付金拠出によって財政的な基盤を得、個人の自発的な結合による民主主義的な運営に支えられていた。というのも、マス・エデュケーションを可能にするためには、基金設定者の遺志に強力に拘束される慈善信託という形式ではなく、幅広く寄付者を募り弾力的に基金を運用し、就学督促、寄付金徴収、時には教師の役割すらその賛同者に担わせることができる自発的結社という形式を採用し、民間の人的物的資源をあまねく動員する必要があったからである³⁸。マス・エデュケーションへの転換とヴォランタリー・セクターの民主主義化は相互促進的に進行したのであり、このヴォランタリー・セクターの民主主義化が 19 世紀における公教育の正統性を支える歴史的条件として機能したのではないかというのが、現時点での仮説である。

とはいえ、任意団体の公共性を過度に強調することもまた正しくない。バランスの取れた議論を開拓するためには、その限界を確認しておく必要があるだろう。すなわち、ヴォランタリズムが持つ公共性の射程には限界があった、ということを指摘しておかなければならない。カトリック教徒は、プロテスタンティズムに基づく既存のヴォランタリー・システムでは掬いきれない存在であったし、人口規模が少なく教区で一校しか学校が持てないような地域でも、非国教徒やカトリックの排除の問題が生じ得た。このふたつの事例を強調することで、19 世紀前半の政府は

ヴォランタリー・システムの排除性を問題とし、それに対する国家介入の必要性を主張したのであった³⁹。

さらに排除の問題は、ヴォランタリズムに内在する問題でもあった。寄付金民主主義という任意団体の作動原理は、寄付金を支払う者に平等な権利を保障する一方で、寄付金者の意向という回路から排除を正当化するロジックを導き出すことができたからである。保守系雑誌『クウォータリー・レビュー』の記事は、国民協会の宗派教育が非国教徒の排除をもたらすがゆえに国民教育としての要件を欠いているという批判に対して、次のように反論している。税金とは異なり、特定の宗派教育の実施を目的として集められている以上、国民協会に集められた基金を「国民すべてのためのもの (national) と考えてはならない」⁴⁰のであり、宗派教育を拒否するひとびとはそれに対するいかなる権利も持っていない、と。

ここでの主張が、「法定宗教」としての国教会の制度的特権性から即ち的に宗派主義による排除を正当化しているのではない、という点に注意しなければならない。ここで主張されているのは、国教会の宗派教育という目的に賛同して集められた基金によって協会が運営されている以上、結果的に非国教徒を排除することになったとしても、非宗派教育を行ったり、非国教徒に国教会カテキズムの使用や日曜礼拝に対する免除を行うことはできないということである。非国教会派であるランカスター派にとって、ヴォランタリズムは、聖職者を中心とする地方名望家層による教育統制を排し、市民社会に基礎を置くという意味で、伝統的な名誉革命体制の統治原理に対する改革を意味していた。しかしヴォランタリズムは、国家と国教会の同盟関係の強化による名誉革命体制=アンシャン・レジームの保持という正反対の目的のためにも、十分に利用可能なものだったのである。任意団体が依拠する寄付金民主主義は、宗派分離と排除を「下から」正当化するルートとして機能することが可能であり、その点こそ国教会高教会派がヴォランタリズムを選好した大きな要因のひとつであった。

おわりに

本稿は、ヴォランタリズムを公教育制度の阻害要因としてではなく、公教育そのものの成立として読み解くための視座を構築しようとしてきた。いまだ仮説的な枠を超えるものではないが、この視点を採用すれば、先進国イギリスで公教育制度の整備が遅延したのはなぜかという問い合わせができると同時に、福祉社会史を中心とした近代イギリス史の動向とも整合的な形で教育史を位置づける可能性を開くことができると思われる。

しかしその上で改めて強調しておきたいのは、ヴォランタリー・セクターの公共性は、近代イギリスという特定の歴史的・地域的文脈において読み解かれるべきであり、歴史的検証を欠いたまま現代まで敷衍されるべきではない、ということである。ヴォランタリー・セクターに包摂性や開放性が期待されたのは、縮小していたとはいえ、イングランド国教会が依然として制度的特権を保持していた状況下においてであったし、任意団体の民主主義的な性格が意味を持ちえたのは、中産階級や女性が参政権から排除されていたという歴史的条件を抜きにして考えることはできない。また任意団体の抛って立つ寄付金民主主義——それは参加民主主義の極端な形態として

理解しうる——そのものが排除の原理を内包していたことも前述したとおりである。ヴォランタリー・セクターの公共性という論点は、その歴史的限界を組み込んで慎重に評価されるべき問題であり、そのような歴史的背景への考慮を欠いたまま、現在主張されている「新しい公共」論などの正当化の論拠として利用することは、厳に慎まれるべきであると考える。

【付記】

本研究は平成23-25年度日本学術振興会科学研究費補助金・基盤研究(C)「教育「支援」とその「排除性」に関する比較史研究」(研究代表者:三時眞賀子広島大学准教授、課題番号:23531000)および平成23-25年度日本学術振興会科学研究費補助金・若手研究(B)「アイルランド公教育制度の成立過程とその影響に関する歴史的研究」(研究代表者:岩下誠慶應義塾大学教職課程センター助教、課題番号:23730754)の研究成果の一部である。

- 1 Herbert Ward, *The Educational System of England and Wales* (London: 1935), p.17.
- 2 J. W. Adamson, *English Education 1789-1902* (Cambridge: Cambridge University Press, 1930), p. 31; Brian Simon, *The Two Nations and the Educational Structure 1780-1870* (London: 1974), pp.337-340.
- 3 もっとも、ヴォランタリズムに対する国家介入の勝利をどの時期に求めるか、という論点は一致していなかった。1960年代の日本においては、1870年教育法に公教育の成立時機を求める成田克矢(成田克矢「イギリス教育政策史」(御茶ノ水書房、1966年))と、1840年代のケイ・シャトルワースによる改革を公教育の起点とする三好信浩(三好信浩「イギリス公教育の歴史的構造」(亜紀書房、1968年))というふたつの研究が代表的なものであった。
- 4 T. W. Laqueur, *Religion and Respectability: Sunday Schools and Working-Class Culture, 1780-1850* (New Haven: Yale University Press, 1976); do. 'Working-Class Demand and the Growth of English Elementary Education, 1750-1850', in Lawrence Stone (ed.), *Schooling and Society: Studies in the History of Education* (Baltimore: 1976), pp.192-205; P. W. Gardner, *The Lost Elementary Schools of Victorian England* (London: 1984); David Vincent, *Bread, Knowledge, and Freedom: a Study of Nineteenth-century Working Class Autobiography* (London: 1981) = 川北稔・松浦京子訳「パンと知識と解放と——19世紀労働者階級の自叙伝を読む」(岩波書店、1991年); 松塚俊三「歴史のなかの教師——近代イギリスの国家と民衆文化」(山川出版社、2001年)。
- 5 中等教育を主たる検討対象としたものではあるが、基金立文法学校の「公益セクター」としての側面を強調したものとして、宮腰英一「十九世紀英國の基金立文法学校——チャリティの伝統と変容」(創文社、2000年)、8~11頁。
- 6 D. H. Akenson, *Irish Education Experiment: The National System of Education in the Nineteenth Century* (University of Toronto Press, 1970).
- 7 G. F. A. Best, 'The Religious Difficulties of National Education in England, 1800-70', *Cambridge Historical Journal*, Vol.12, No.2 (1956), pp.163-164; R. A. Soloway, *Prelates and People: Ecclesiastical Social Thought in England, 1783-1852* (London and Toronto: 1969), p.392; J. Alexander and D G. Paz,

- 'The Treasury Grants, 1833-39', *British Journal of Educational Studies*, Vol. 22, No.1 (1974), pp.78-92; John T. Smith, 'Brougham's Expectations of the 1833 Educational Grant', *Journal of Educational Administration and History*, Vol.31, No.1 (1999), pp.36-46.
- 8 岡田与好「経済的自由主義」(東京大学出版会、1987年)；第6章、大田直子「イギリス教育行政制度成立史研究——パートナーシップの誕生」(東京大学出版会、1992年)。
 - 9 斎藤新治「特殊研究 一八世紀における貧民教育への二つの対応——宗教教育と産業教授について——」梅根悟監修「世界教育史体系 イギリス教育史II」(講談社、1974年)、204～205頁。
 - 10 松塚俊三「近代イギリスの国家と教育——公教育とは何か——」「日本の教育史学」第51集(2008年)、110～115頁。
 - 11 次節での整理は、次のレビュー論文を参考にしている。Ian Davey, 'Capitalism, patriarchy and the origins of modern schooling', *History of Education Review*, Vol.16, No.2 (1987), pp.1-12; Pavla Miller, 'Historiography of compulsory schooling: What is the problem?', *History of Education*, Vol.18, No.2 (1989), pp.123-144; 安川哲夫「[公教育]論争の歴史的位相」「近代教育フォーラム」第6号(1997年)。
 - 12 Brian Simon, *Studies in the History of Education, 1780-1870* (London: 1960); do. *Education and the Labour Movement 1870-1920* (London: 1965); John Lawson and Harold Silver, *A Social History of Education in England* (London: 1973); Harold Silver, *English Education and the Radicals, 1780-1850* (London: 1975).
 - 13 Michael B. Katz, *The Irony of Early School Reform: Educational Innovation in Mid-nineteenth Century Massachusetts* (Cambridge, Mass: Harvard University Press, 1968); Carl F. Kastle, *The Evolution of an Urban School System: New York City, 1750-1850* (Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 1973); S. Bowles and H. Gintis, *Schooling in Capitalist America: Educational Reform and the Contradictions of Economic Life* (New York: 1976)=宇沢弘文訳「アメリカ資本主義と学校教育——教育改革と経済制度の矛盾」(岩波書店、1986年)。
 - 14 Francisco O. Ramirez and John Boli, 'Political Construction of Mass Schooling: European Origins and Worldwide Institutionalization', *Sociology of Education*, Vol.60, No.1 (Jan., 1987), pp.2-17; John W. Meyer, Francisco O. Ramirez, and Yasemin Nuhoglu Soysal, 'World Expansion of Mass Education, 1870-1980', *Sociology of Education*, Vol.65, No.2 (Apr., 1992), pp.128-149.
 - 15 Bruce Curtis, 'Capitalist Development and Educational Reform: Comparative Material from England, Ireland and Upper Canada to 1850', *Theory and Society*, Vol.13, No.1 (1984), pp.41-68.
 - 16 Yasemin Nuhoglu Soysal and David Strang, 'Construction of the First Mass Education Systems in Nineteenth-Century Europe', *Sociology of Education*, Vol.62, No.4 (1989), pp.277-288.
 - 17 Ibid., p.286.
 - 18 Best, 'The Religious Difficulties of National Education in England', pp.156-157.
 - 19 Ibid., p.163.
 - 20 村岡健次「近代イギリス民衆教育史の再検討——宗教教育の視点から」藤田英典・黒崎歟・片桐芳雄・佐藤学編「教育学年報10 教育学の最前線」(世継書房、2004年)、139～154頁。
 - 21 同上、146頁。
 - 22 P. Thane, *Foundations of the Welfare State* (second edition, London: 1996)=深沢和子・敦監訳「イギリス福祉国家の社会史」(ミネルヴァ書房、2000年)；M. Dauton (ed.), *Charity, Self-Interest and*

- Welfare in the English Past* (London, 1996); 高田実「「福祉国家の歴史」から「福祉の複合体」史へ——個と協同性の関係史をめざして——」社会政策学会編『「福祉国家」の射程』(ミネルヴァ書房、2001年)、23～41頁。
- 23 宮腰前掲書；金澤周作「学びを支える社会とチャリティ——近代イギリスの教育とチャリティ」南川高志編著『知と学びのヨーロッパ史——人文学・人文主義の歴史的展開——』(ミネルヴァ書房、2007年)、63～87頁；長谷川貴彦「アソシエーションの社会的起源」北海道大学文学部西洋史研究室『西洋史論集』第4号(2001年)、65～81頁。
- 24 堀尾輝久「現代教育の思想と構造」(同時代ライブライ一版：岩波書店、1992年(初版1971年))、18頁。
- 25 近藤和彦「チャリティとは慈善か——公益団体のイギリス史」『年報都市史研究』第15号(2007年)、33～41頁；金澤前掲書。
- 26 拙稿「ヴォランタリズムと公教育——近代イングランドにおける民衆教育の構造転換に関する社会史的研究」(未公刊博士論文、東京大学、2011年)、第四章第六節参照。
- 27 *Critical Review, or, Annals of literature*, Vol.24, No.4 (1811: Dec.), p.409; *Monthly Review*, Vol.68 (1812: May), p.91.
- 28 近藤前掲論文。
- 29 *Critical Review, or, Annals of literature*, Vol.24, No.3 (1811: Nov.), p.239.
- 30 R. J. Morris, 'Clubs, societies and associations', in F. M. L. Thompson (ed.), *The Cambridge Social History of Britain 1750-1950, Volume 3* (Cambridge University Press, 1990), pp.412-413.
- 31 *Monthly Repository of Theology and General Literature*, Vol.7, No.73 (1812: Jan.), p.45.
- 32 拙稿「ヴォランタリズムと公教育」、第5章。
- 33 同上、103～4頁。
- 34 「貧民教育を目的とした慈善基金調査のための委員会」第三次報告書では、公教育制度構想として「都市方式」と「地方方式」の併用を提案しているが、「都市方式」は学校建設費用等の初期費用だけに公費補助を行い、ランニング・コストは民間の慈善活動に委ねるというものであった。さらに、補助金の管理方式として、何らかの「管理委員会」を設けるか、あるいは「ロンドンの二大機関」、すなわち国民協会と内外学校協会に委ねることが提案されている。他方で「地方方式」ではスコットランド型の公立学校制度が提案されているが、それはあくまで私的な慈善活動が不足している地域への特別措置であり、「都市方式」を補完するものとして位置づけられていた(*Report from the Select Committee on the Education of the Lower Orders, House of Commons Parliamentary Papers 1818, III, p.57.*)。つまり、第三次報告書は、ヴォランタリズムを国家介入によって乗り越えられるべき制度とみなしたのではなく、国家介入によって支援もしくは利用すべき制度であるとする視点を有していた(松井一磨「イギリス国民教育に關わる国家関与の構造」(東北大出版会、2008年)、第6章・第4節参照)。もっとも、委員会の中心人物であったブルームが1820年代に提唱したのが「地方方式」型、すなわち公立学校制度の構築であったことからも分かるように、委員会のメンバー全てがヴォランタリズムを無条件に肯定していたわけではない。とはいっても、1818年の委員会が全体としてヴォランタリズムを許容する方向を示していたことは確かである。そして二大任意団体に補助金を交付するという「都市方式」の延長線上で、1833年から教育費に対する国庫補助制度が開始されることになる。ちなみに、任意団体への補助を中核とした「都市方式」は同時代のアイルランドにおいて、試験的に

イングランドに先行して導入されていた(Akenson, *Irish Educational Experiment*)。

35 松井前掲書、210 頁。

36 堀尾前掲書。

37 「改革の時代」における高教会派の活動については、以下の文献を参照。J. J. Sack, *From Jacobite to Conservative: Reaction and Orthodoxy in Britain, c.1760-1832* (Cambridge: 1993); E. A. Varley, *The Last of the Prince Bishops: William Van Mildert and the High Church Movement of the Early Nineteenth Century* (Cambridge: 1992); M. J. D. Roberts, *Making English Morals: Voluntary Association and Moral Reform in England, 1787-1886* (Cambridge: 2004).

38 長谷川貴彦「産業革命期のモラル・リフォーメーション運動——バーミンガムの日曜学校を事例として——」「思想」946 号（2003 年）；拙稿「18 世紀末のイングランドにおけるモラル・リפורームと教育——サラ・トリマーを事例として」「近代教育フォーラム」第 16 号（2007 年）

39 Report from the Select Committee on the Education of the Lower Orders, House of Commons Parliamentary Papers 1818, III, pp.56-57.

40 *Quarterly review*, Vol.7, No.15 (1812: Sept.), p. 14.